高齢者虐待防止に関する指針

＜　目 次　＞

１　高齢者虐待防止に関する基本的な考え方‥‥‥

1　高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

(1)2006（平成 18）年４月１日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）第１条第１項において、その目的が 規定されている。

> 【高齢者虐待防止法（抜粋)】
> （目的） 第１条
> この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のため の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(2)高齢者虐待防止法第 2 条第 1 項において、「高齢者」とは 65 歳以上の者としている。また、同条第 2 項において、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②介護事業所の従業者による高齢者虐待に分けて定義している。

(3)「いつも笑顔で生活したい」と、誰もが日常生活でこうありたいと願っていることである。人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むことであり、そうした『想い』に応えるためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要である。

(4)高齢者虐待は、利用者一人ひとりの基本的な人権を侵害するだけではなく、利用者の心身に深い傷を負わせ、場合によっては、生命に関わることや健康、生活が損なわれることにもつながるものであり、いかなる理由があろうと絶対にあってはならないものである。

(5)当事業所では、利用者の尊厳を第一に考えて尊重し、職員一人ひとりが虐待による身体的、精神的な損害を理解するとともに、虐待防止の意識を強く持ち、虐待につながらないケアの実践に努めていくことにより、利用者が安全に、安心して当事業所での日常生活を営むことができるよう努める。

２　高齢者虐待の種類

⑴介護事業所の従業者による高齢者虐待の種類は、高齢者虐待防止法の第 2 条第５項に規定され、次のいずれかに該当する行為をいう。この指針でいう高齢者虐待とは、当事業所において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取扱いをすることをいう。

●身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

●介護・世話の放棄・放任
利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

●心理的虐待
利用者に対する暴言、又は拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

●性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為を強要すること。

●経済的虐待
利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

⑵ 前記⑴のほかに、「不適切な行為」として、以下のものが例として挙げられる。

●呼称を「○○ちゃん」付けしない
子ども扱いや人格を軽視している対応であり、心理的虐待につながる可能性がある。

●利用者の近くでの申送り・職員同士の会話
排せつのことなど、他人に聞こえて欲しくないことや“問題行動”等を話すことで、恥ずかしい思いをさせることや他に偏ったイメージを作る可能性があることから、細心の注意や配慮 が必要である。

●当事業所が定める「接遇マニュアル」から外れた姿勢や態度、 行動

３　虐待防止に向けた体制（身体的拘束最小化（高齢者虐待防止）委員会の設置）

⑴当事業所内での高齢者虐待の発生及びその再発を防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族等に最善の対応を提供することを目的として、虐待防止に係る管理体制を施設全体で取り組むため、身体的拘束廃止・虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2)委員会は、事務長、看護部長、看護師長またはリーダー、管理栄養士、リハビリ職員及び支援相談員等の専門職で構成し、必要に応じ、医師に対して参画を要請する。委員会の委員長は院長とする。

(3)委員会は年１回以上、定期的に開催し、虐待防止策等の検討を行う。また、虐待発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(4)委員会の役割は、次のとおりとする。

ア　施設内虐待防止対策の立案
イ　指針・マニュアル等の整備及び更新
ウ　施設内虐待防止対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
エ　虐待予防のための具体策の検討
オ　各部署における虐待予防策実施状況の把握と評価
カ　高齢者虐待発生時の措置（対応及び報告（通報））
キ　研修・教育計画の策定及び実施

４　管理者及び職員の責務

(1)管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責任を負う。

(2)職員は日頃から利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。ここでいう「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。また、職員は虐待に至らないまでもその兆候を発見した場合においても、速やかに管理者に報告する責務を有する。

５　虐待の早期発見のための対応

(1)日々における利用者の生活状況や身体状況等、様々な面でのモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するように努めるとともに、兆候が現れた利用者に関しては、速やかに各フロアにおいて現状や経過等の把握に努める。

(2)各部署の責任者は、情報を集約するとともに分析し、虐待の有無を検証する。なお、虐待の可能性があると判断した場合には、委員会の委員長に対し報告する。

(3) 委員長は、臨時委員会の開催の可否を決定するとともに、委員会を開催する場合にあっては、 報告された案件の内容を適切に審査し、虐待であると判断した場合は再発防止策を検討するものとする。

6　虐待を発見した場合の通報等

(1) 職員は、事業所内での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、又は当該利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを関係市町村に通報しなければならない。

(2) (1)の通報をすることは、守秘義務の違反にはならない。(高齢者虐待防止法第21条第6項)

(3) この通報を行った職員に対し、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは行わない。(高齢者虐待防止法第21条第7項)

7　虐待の防止のための職員研修

(1) 当事業所の職員に対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケア技術のほか、虐待につながる不適切ケアの研修や事例検討によって、職員自らが権利擁護の意識を高め、適切なケアの実践につなげることとする。

(2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。

(3) 研修は、定期的研修を毎年度1回以上開催する。

8　成年後見制度の利用支援

精神上の障害により、判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々の権利擁護を図るために制定された成年後見制度を、利用者及び家族等が円滑に利用することができるよう、関係機関等と連携するなどして必要な支援に努める。

9　虐待等に係る苦情解決の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、当事業所では、利用者等及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限努力する。

１０　利用者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、サービス開始時に説明を行うほか、利用者及び家族等の求

めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、事業所内に掲示、当事業所ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族等が閲覧できるようにする。

この指針は、2024 年 4 月 1 日から施行する

改定歴　　2026 年 9 月 1 日　一部改訂